

令和 8 年 5 月 18 日のスライド説明会に関する質問回答(発注者関係)

実勢価格：物価資料の単価(官積算)  
購入価格：実際の購入単価で積算

No.	質問項目	回答	備考
1	単品スライドの請求について、原則として「工期末の2か月前までに請求」とされていますが、残工期が2か月未満で請求があった場合は、対象外となるのか。	残工期において、単品スライドの協議および契約変更手続きが完了する場合は、請求を受けることが可能です。	
2	単品スライドの手続きで、「簡素化(実勢価格)」で請求された後に、受注者から「購入単価」に変更依頼された場合は購入単価での対応として良いか。	単品スライドの手続きは「簡素化(実勢価格)」または「購入価格」を決定した上で請求するため、途中での変更は想定していません。	
3	単品スライドの場合、精算変更契約の締結後にスライド協議が開始されるということが良いか。	通常の手続きは、精算変更契約締結後にスライド協議を行います。但し、精算変更契約前でも契約数量等が確定している場合は、スライド協議と並行して手続きしても問題ありません。	
4	工事の最終数量の確定が工期末近くなる場合に精算変更契約と単品スライド変更契約を同時に実施しても良いか。	精算変更契約と単品スライド変更契約を同時に行うことは問題ありません。	
5	単品スライド条項を適用した場合の設計書はどのように作成するのか。	設計書は積算システム等で精算変更設計書を作成した後に、単品スライドはExcel等の様式で作成します。	
6	複数年債務の1年目に単品スライドの請求書の提出があった場合は、最終年度に実施する認識でよいか。	複数年債務工事で1年目に単品スライドが請求された場合は、最終年度の精算後に単品スライドの変更を行います。(維持修繕業務の地域維持型は除く)	運用マニュアル(案)(国)1-1-5③(P3) スライド条項に関するFAQ(国)No. 33
7	「購入価格」を採用する場合における採用単価や計算過程における各数値、端数の取扱い(四捨五入、切り上げ、切り捨て)はどうか。	採用単価は端数処理はせず提出された単価とし、資材価格(数量×単価)、変動前後金額は1円未満切捨てとします。スライド額は千円未満切捨てとします。	
8	「購入価格」で請求された場合に、アスファルト合材の供給プラントが管内に1者しかない場合は、管外から見積を徴収する必要がありますか。また、見積条件については、現場着単価の見積とする取扱いでよいか。	「購入価格」以外に、2者分の見積を徴収する必要があります。見積条件は、現場着単価が望ましいですが、プラント渡しの場合は現場までの運搬費も考慮した上で、比較を行います。	運用マニュアル(案)(国)1-5-1③ 3)(P10)
9	対象品目のうち、コンクリート類やアスファルト類の「実勢価格」の適用年月の決めた方は、燃料油と同様の取扱いでよいか。	コンクリート類とアスファルト類の「実勢価格」の単価設定は、鋼材等に準じて、現場搬入された月の物価資料の単価とします。	運用マニュアル(案)(国)4-1-2(P42)
10	単品スライドの対象となる「その他主要な工事材料」の主要と判断する目安はあるか。	品目毎の変動額が請負代金額の1%を超える可能性のある材料かどうかで判断します。	
11	(参考)対象品目及び材料の表において鋼材類にだけ賃料や損料も対象とすることが可能との記載があるが、これ以外には対象品目となるものはないと考えてよいか。	材料の賃料や損料については鋼材類以外がある場合は個別に判断します。	
12	単品スライド請求の購入単価の決め方については、「実勢価格の単価+30%を超えた場合は、近隣工事における材料の調達状況の確認や、発注者が入手できる情報・資料から妥当性確認すること。」となっているが、具体的にどのような根拠をもって判断するのか。	発注者による見積りの徴収や近隣工事における材料の調達状況を確認することなどにより、「購入価格」の妥当性確認した上で、採用の可否を判断します。	運用マニュアル(案)1-5-1③3)(P10)
13	燃料油の設計数量の算出について施工パッケージ型積算の場合の算定はどのようにするか。	積算システムを使用している場合は、機材集計リストから出力されるものを設計数量とします。	運用マニュアル(案)3-2-1①(P24)

## 令和8年5月18日のスライド説明会に関する質問回答(発注者関係)

実勢価格：物価資料の単価(官積算)  
購入価格：実際の購入単価で積算

No.	質問項目	回答	備考
14	設計とは異なる重機を承諾行為で使用した場合に燃料油の単品スライド変更はどのように取り扱うのか。 (例) 設計：150 t 吊り起重機船 施工（承諾施工）：200 t 吊り起重機船	設計と施工(承諾行為)が異なる場合は、施工時の数量ではなく、設計数量分の燃料油を対象とします。 (例) 設計数量：150 t 吊り起重機船	スライド条項に関するFAQ(国)No. 38
15	単品スライドの対象数量について、簡素化の場合も設計数量（ロス率を加えた数量）で算出するのか。	設計図書に記載された数量があるときは、当該数量（ロス率を含まない）となります。 設計図書に記載されていない数量は、設計数量（ロス率を含む）となります。	運用基準4 (1) ①②
16	概算額計算書に記載する出来高数量は、部分払などで一部支払済の数量ということで良いか。	出来高数量は部分払いが完了している数量となります。 但し、部分払い済についても要請がある場合は、単品スライド条項を適用することができるものとします。	共通仕様書(Ⅲ)様式第22号

## 令和8年5月18日のスライド説明会に関する質問回答(受注者関係)

実勢価格：物価資料の単価(官積算)  
購入価格：実際の購入単価で積算

No.	質問項目	回答	備考
1	舗装補修など短期間で施工が完了する場合において、余裕をもって完了した場合でも残工期が2か月以上あれば単品スライドを請求しても問題ないか。	残工期2か月あれば請求は可能です。	
2	単品スライドの手続きに関して、「購入価格」見積書(購入先+他2社)の提出はいつまでに提出する必要があるのか。	見積書が揃っている場合は、請求書を提出する時に提出します。 請求書提出時に揃わない場合は、協議書提出時に証明書類を提出します。	
3	単品スライドの簡素化手続きについて、「実勢価格」を物価資料ではなく、「購入価格」で対応できないか。	簡素化の手続きを選択した場合は「実勢価格」を採用します。 「購入価格」を選択する場合は簡素化の手続きを採用出来ません。	
4	「簡素化(実勢価格)」と「購入価格」の請求について受注者側の請求時の計算方法が確実に採用されるのか。	簡素化の手続きを選択した場合は、「実勢価格」を採用します。 「購入価格」を選択した場合は、購入単価の妥当性を確認した上で、単価採用の可否を判断します。	
5	「購入価格」以外に提出することとなっている2者の見積りが準備できなかった場合のどう取り扱うのか。	2者(又は1者)分の見積りが準備できない場合は見積り辞退を徴収し、発注者に提出します。 「購入単価」の妥当性を確認した上で、単価採用の可否を判断します。	運用マニュアル(案)(国)1-5-1③ 3) (P10)
6	共通仮設費に含まれる質量20t未満の建設機械等の運搬に係る燃料油は対象となるのか。	共通仮設費率に含まれる運搬費については運搬した機材毎に「運搬機械、出荷元、運搬時期、運搬距離、運搬費、運搬費の内燃料代」を証明する書類を提出してもらえれば対象とすることが可能です。	運用マニュアル(案)(国)3-3③ (P27)
7	作業員の移動に伴う車両の燃料油は対象となるのか。	人が移動するための燃料油は対象数量の決定ができないことから対象外です。	スライド条項に関するFAQ(国)No. 14, 17
8	インプレスライドの手続きの流れ、必要書類等を教えてください。	県のホームページに掲載していますので、確認願います。 <a href="https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/1095164/1010925.html">https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/1095164/1010925.html</a>	